

令和5年度 第1回東広島市地域公共交通会議運賃分科会 議事録

会議内での発言については、逐語録ではなく要約しております。

1. 日時

令和5年12月21日（木） 17：25～（予定開始時刻より25分遅延）

2. 場所

東広島市役所 本館3階（301）

3. 出席者

梅会長、吉田委員、佐久間委員、中井委員

広島運輸支局（輸送担当）（道路運送法に基づく手続きの担当として出席）（オブザーバー）

4. 議事次第

1 開 会

2 審議事項

（1）志和地域公共交通（志和ホテル交通）の運賃について

審議事項（1）

○事務局： <資料説明>

○梅会長： 本分科会は運賃についての協議が目的であるので、路線や運行ルートについては、この会の範疇ではないということだけご承知いただければと思う。

○佐久間委員： 地域で4がつく日は運賃を安くするなど利用促進案の話があったが、3地区ある中で、年間通して4が均等に当たっているのかどうか、ある地区ばかりが4があたって、そこばかりが安くなることにならないようにしないといけないと思った。

○梅会長： 設定した運賃を柔軟に変えるということは、制度上可能なのか。

○広島運輸支局（輸送担当）： 営業割自体は可能である。公平性を担保するとなると、第4週において割引するという区切り方もあるのではないかと考えた。

○梅会長： 営業割引運賃を設定するのに事前に手続きが必要か。

○広島運輸支局（輸送担当）： この運賃協議会で協議いただき、営業割引運賃ということで、30日前に協議運賃の届出を出してもらうようになる。

○吉田委員： 割引分は運行事業者の負担か。

- 事務局： 事業者負担ということではなく、委託料は正規に支払い、差し引きとなる運賃が減るというイメージ。今のスキームであれば、減った運賃分は、運行協議会の負担となり、国及び市の補助が若干増えることになると思っている。
- 広島運輸支局（輸送担当）： 先ほど届出は必要と話をさせていただいたが、自治体や地元の協議会で運賃補填をするようであれば、八本松タクシーとしては 300 円で収受するので、その場合は手続き不要である。あくまで、八本松タクシーがいくら収受するのかというところで考える。ただ、運賃補填なのか、補助金なのかで、扱いが変わってくる。あくまで、運賃補填なら不要だが、補助金という形、あるいは委託費の中に含んでいるとなると、また話が変わってくる。迷うようであれば届出は出しておくのがいい。
- 中井委員： 気になった点は、営業割引そのものは施策としては特に問題はないが、その割引について、どういった割引の形になるかということにもよるが、大きく割引をすることによって、最終的に補助金の金額に大きな影響が出てくる場合には、何かしらの指摘が入ることもあるかと思う。一般的な営業割引の範囲であれば特に問題はないかなと思うが、フィーダー補助を受けているという観点からも、改めて確認の上実施したほうがよい。
- 事務局： 割引を検討するのであれば、運輸支局との調整、運行事業者、地域との協議を重ねながら進めていきたい。
- 梅会長： それでは本議案について本会議にて合意したものとみなしてよろしいか。
- 全員 <異議なし>
- 梅会長： それでは本議案については合意したものとする。承認内容について、字句等の修正は、会長に一任いただきたい。

以上